

大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター訓練棟

(施設名：大阪市更生療育センター)

指 定 管 理 者 募 集 要 項

令和 7 年 7 月

大 阪 市 福 祉 局

《 目 次 》

	頁
1 指定管理者選定の目的（公募の趣旨、目的）	1
2 施設等の概要	1
3 指定管理者が行う業務	2
4 指定期間	4
5 管理運営経費	4
6 リスク分担	5
7 申請資格	5
8 申請手続	6
9 提出書類	7
10 申請上の注意事項	9
11 提案を求める内容	9
12 失格事項	10
13 指定管理予定者の選定	10
14 協定の締結	12
15 その他申請に当たって事前に伝えておくべき事項	12
16 担 当	12

大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター訓練棟

(施設名：大阪市更生療育センター) 指定管理者募集要項

1 指定管理者選定の目的（公募の趣旨、目的）

大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター訓練棟（施設名：大阪市更生療育センター。以下「センター」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 5 条第 11 項の規定に基づく障害者支援施設（以下「障がい者支援施設」という。）と児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 43 条の規定に基づく児童発達支援センター（以下「児童発達支援センター」という。）を兼ねる障がい児・者福祉施設です。

障がい者支援施設では、住み慣れた地域で自立した生活を実現するために必要となる身体機能の維持向上、運動動作の改善、生活能力の改善向上を目的とした自立訓練（機能訓練・生活訓練）、生活介護（リハビリ訓練）を行うと共に、食事や入浴といった日常生活上に必要な支援を行う入所支援を実施しています。

また、児童発達支援センターでは、療育支援を必要とする就学前の児童を対象として日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与や集団生活への適応のための訓練に加え、肢体不自由児や運動発達に遅れのある児童については機能訓練を実施しています。

今般、センターの設置目的をより効果的に達成するため、指定管理者制度により適切な管理運営主体を募ることとしました。

2 施設等の概要

(1) 名 称

大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター訓練棟（施設名：大阪市更生療育センター）

(2) 所 在 地

大阪市平野区喜連西 6 丁目 2 番 55 号

(3) センターの概要

① 開設年月日 昭和 59 年 6 月 1 日

② 構 造 鉄筋コンクリート造、地上 3 階建

③ 敷 地 面 積 6,795.79 平方メートル

※大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンターの総面積
(職業訓練棟の敷地面積 2,243.84 平方メートルを除く。)

④ 建 築 面 積 1,449.48 平方メートル

⑤ 延 床 面 積 2,956.62 平方メートル

⑥ 各階の概要

1 階：玄関ホール、事務室、厨房、食堂

(障がい者支援施設)

運動訓練室、作業療法室、相談室 (2 室)、ADL 室、言語療法室 (2 室)、

浴室、男子便所、女子便所

2 階：(児童発達支援センター)

事務室、指導訓練室(4室)、遊戯室(2室)、相談室、医務室、静養室、
便所、屋外遊戯場

3 階：(障がい者支援施設(施設入所支援・短期入所))

居室(13室)、多目的室、集会・娯楽室、男子便所、女子便所、洗濯室、
物干し場、詰所

※この他、屋外駐車場及び駐輪場並びに倉庫(1棟)があります。

(4) 定 員

① 障がい者支援施設

ア 施設入所支援(3階) 40名

※前記定員の範囲内で空床を活用した短期入所を実施すること。

イ 自立訓練(1階)

(ア)機能訓練 20名

(イ)生活訓練 6名

ウ 生活介護(1階) 24名

② 児童発達支援センター(2階) 30名

3 指定管理者が行う業務

(1) 管理運営方針・基準

① 目的及び管理運営の基本方針

障がい者支援施設では、障がい者入所支援と生活介護及び自立訓練(機能訓練・生活訓練)を行っており、障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活を実現するために必要な身体機能の維持向上や動作の改善、生活能力の向上や生活の改善を目的とした訓練を実施し自立の促進を後押しします。

児童発達支援センターでは、療育支援を必要とする就学前の児童を対象として日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与や集団生活への適応を目的とした訓練を実施します。加えて、肢体不自由児や運動発達に遅れのある児童に対しては機能訓練を実施します。また、令和6年4月の児童福祉法改正の趣旨を踏まえ、地域の障がい児支援の中核的役割を担う機関として支援体制の構築を行い、家族支援、事業所へのスーパーバイズなど中核機能の強化に取り組みます。

このようにセンターは、障がい児・者が利用する施設であることから、施設の管理に際しては特に利用者の安全確保に努め、利用に支障をきたすことがないよう配慮した施設の環境保全、保安警備により良好な施設の管理運営を行うとともに公の施設であることに留意して関係法令等を遵守し、関係施設・機関との十分な連携を図りながら設置目的を達成することを基本方針とします。特に大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンターは、相談判定部門、訓練部門、職業訓練部門、研究・研修・情報サービス部門が連携して機能するところに特色がある施設であり、こうした特色や機能を最大限に活かすことを念頭に置き管理運営していただきます。

② 成果目標

ア 利用者の満足度

センター利用者の満足度 80%以上

イ 施設の利用率

センターの利用率 80%以上

(2) 指定管理者の業務の範囲

①については主たる業務（【主】と記載）となるため、これを第三者に委託してはならないものとします。

また、指定管理者に委ねる業務や業務水準等の詳細については、「大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター訓練棟（施設名：大阪市更生療育センター）指定管理業務の基準」を別紙1のとおり定めましたので、確認してください。

① 障がい者支援施設及び児童発達支援センターの運営【主】

ア 障がい者支援施設においては、次の業務を実施すること。

- (ア) 障害者総合支援法第5条第7項に規定する生活介護
- (イ) 同条第8項に規定する短期入所
- (ウ) 同条第10項に規定する施設入所支援
- (エ) 同条第12項に規定する自立訓練

イ 児童発達支援センターにおいては、次の業務を実施すること。

- (ア) 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援

※加えて、療育支援を必要とする肢体不自由児や運動発達に遅れのある児童も受け入れ、機能訓練を実施します。

なお、この機能訓練の実施にあたっては提案を求めます。（機能訓練の実施にあたっては、自主事業として実施する事業を活用して提案いただくことも可能です。）

- (イ) 同条第5項に規定する保育所等訪問支援
- (ウ) 同条第6項に規定する障害児相談支援
- (エ) 児童福祉法第4条第2項に規定する障害児（以下「障がい児」という。）に係る障害者総合支援法第5条第18項に規定する計画相談支援
- (オ) 障がい児に係る同条第19項に規定する基本相談支援

※ 事業実施に際しては、大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター所長から具体的な個別指示を出すことがあります。

- ② 施設の総合管理に関すること
- ③ 建物及び附属設備の維持保全に関する業務
- ④ 関係機関との連絡調整
- ⑤ その他市長が必要と認める事項

(3) 業務の第三者への委託

① 当該業務の全部を一括して第三者に委託してはなりません。また、本要項3（2）において指定する主たる業務については、これを第三者に委託してはなりません。当該業務の一部を他に委託する場合は、大阪市の指定する書面による承諾が必要となります。なお、第三者に委託する場合は、委託の相手先、委託の内容、委託の金額等について公表を行います。

② 当該業務の一部を第三者委託及び再々委託（以下「第三者委託等」という。）する場合は、書面により第三者委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、第三者委託等の相手方に対

する適切な指導、管理を行ったうえで業務を実施しなければなりません。なお、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当する相手方と第三者委託等の契約を締結してはなりません。また、第三者委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止期間中の者、または大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはなりません。

(4) 点検・報告

指定管理者には、毎月終了後、管理業務の実施状況、利用状況等に関する月次報告書を作成し、大阪市に提出していただきます。

また、指定管理者には、施設利用者の意見、要望等を把握し、当該業務に反映させるため、施設利用者から意見を聴取するとともに、大阪市と指定管理者が協議して定める項目について自己点検を行っていただきます。

当該意見聴取及び自己点検の結果を定期的に集約し、大阪市に報告していただきます。また、大阪市と指定管理者は、当該業務を実施するにあたり、前述の利用者からの意見聴取や点検項目を定め、管理運営上の問題点、課題等の解決を行うため、協議し調整を行う場として調整会議を設置します。

(5) 事業報告書の作成・提出等

地方自治法第244条の2第7項、大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター条例施行規則（昭和59年大阪市規則第72号。）第13条の規定により、指定管理者は、一事業年度が終了するごとに、当該業務について、当該年度の事業内容と収支を報告する書類を大阪市に提出する必要があります。

大阪市は、提出された事業報告書と本要項3(4)の自己点検結果等から指定管理業務について毎年度評価を実施します。評価の結果及び事業報告書は大阪市のホームページで公表します。

(6) その他

① 自主事業

指定管理者は、大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター条例（昭和59年大阪市条例第50号。以下「センター条例」という。）において定める範囲内で施設の設置目的に沿った他の自主事業を大阪市の承諾のもと指定管理者の費用負担と責任において実施することができます。予定している自主事業については、事業計画書にて提案してください。

なお、自主事業の実施にあたって必要な事項については協定書で定めます。

4 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

ただし、市長が指定管理者に管理を継続させることが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。この場合、指定管理者の損害に対して大阪市は賠償しません。また、指定を取り消した際、違約金を徴収し、取消しに伴う大阪市の損害について、違約金の額を超える場合はその超過分を指定管理者に別途請求します。

5 管理運営経費

(1) 管理運営経費

センターでは利用料金制を導入しているため、施設の管理に必要な経費は施設の利用料金収入等の中から負担してください。（大阪市から業務代行料は支払いません。）

収入として見込まれる主なものは以下のとおりです。

- ① 障害者総合支援法に基づく介護給付費及び訓練等給付費
- ② 児童福祉法に基づく障がい児通所給付費
- ③ その他利用料金等

(2) 会計区分

当該業務に係る会計（記録及び帳票等の作成を含む。）については、指定管理者の他の事業等に係るものと区分して行ってください。

(3) 利益配分

各事業年度の収支において、総収入から総支出を差し引いて、利益が生じた場合かつ利益が総収入額の5%を上回っている場合において、その上回った金額に100分の50を乗じることにより算定した金額を大阪市に納付していただきます。ただし、市民サービスの向上原資として利益を活用する場合は、その部分を利益より除いて算出することも可能とします。

なお、各事業年度における自主事業及び付随許可等（以下「自主事業等」という。）の収入額が支出額を下回る場合は、総収入額及び総支出額に自主事業等を含まないものとします。

6 リスク分担

指定期間内における主なリスクについては、別表〔リスク分担表〕のとおりとします。

7 申請資格

指定申請書提出時点において、次の各号に定める資格を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること（単独で申請する場合は、社会福祉法人であること。連合体で申請する場合は、必ず社会福祉法人を1以上含むこと。）。個人での申請は出来ません。

(1) 法人等に関する要件

- ① センター条例第17条の規定に該当していないこと。
- ② 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。
- ③ 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていないこと。
- ④ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱及び大阪市指定管理者制度暴力団排除要領に基づく入札等除外措置等を受けていないこと。
- ⑤ 指定申請団体の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当していないこと。
- ⑥ 経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと（会社更生法に基づく更生手続開始の決定、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く）。
- ⑦ 法人税、大阪市の法人市民税（大阪市内に納税義務を有しない者にあつては、本店又は主たる営業所の所在地における法人市民税〔東京の場合は法人都民税〕）、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(2) 連合体に関する要件

- ① 連合体は2以上の法人等で自主結成すること。
 - ② 連合体の名称を設定し、必ず代表となる法人等（以下「代表法人等」という）を選定し、代表法人等が諸手続を行うこと。この場合において、他の法人等は、当該連合体の構成団体として扱うこと。
 - ③ 連合体の構成団体（代表法人等を含む）間における役割分担及び責任の割合等を明らかにすること。また、代表法人等については、業務遂行に当たり、大阪市との調整窓口として責任を持つこと。
 - ④ 連合体として上記（1）の全ての要件を満たすこと。
 - ⑤ 申請書類提出後、代表法人等及び構成団体の変更は原則として認めない。
- (3) 連合体の構成団体（代表法人等を含む。）に関する要件
- ① 上記（1）の要件を全て満たすこと。
 - ② 本件募集に関して各構成団体は2以上の連合体の構成団体となることができない。また、連合体の構成団体になっている場合は、単独での申請はできない。

8 申請手続

(1) 募集要項等の配布

- ① 配布期間 令和7年7月15日（火）から9月16日（火）まで
平日の午前9時30分から午後5時
（ただし、午後0時～午後1時を除く。）
- ② 配布場所 福祉局 大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター管理課
〒547-0026 大阪市平野区喜連西 6-2-55 3階
電 話：06-6797-6565
FAX：06-6797-8222
※令和7年7月15日（火）から大阪市のホームページよりダウンロードすることもできます。

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000657416.html>

(2) 現地見学会

申請を予定している法人を対象に、次のとおり現地見学会を開催します。

- ① 開催日 令和7年7月31日（木）（予定）
- ② 開催場所 大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター
- ③ 申込み
「現地見学会参加申込書」（様式1）に必要事項を記入し、令和7年7月28日（月）午後5時30分までに、配布場所に直接持参、またはFAX、E-mail（送信先：大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター管理課 fa0033@city.osaka.lg.jp）にて、様式1を添付（件名欄には「指定管理者現地見学会参加申込（大阪市更生療育センター）」と記入のこと）して申し込んでください。
- ④ その他
ア 参加人数は1法人等につき2名以内。なお、現地見学会への参加は必須ではありません。
イ 現地見学に要する時間は45分程度を予定しています。開催時間等の詳細は、E-mailでお

知らせします。

ウ 感染症予防の観点から現地見学会への参加に際しては、次のとおりご協力をお願いします。

(ア) 参加者の方はマスクの着用をお願いします。

(イ) 発熱症状等のある方は参加を制限させていただきます。

(ウ) 来館時に、来館者の氏名、連絡先のご報告をお願いします。

(エ) その他、現地見学会の際には、職員の指示に従っていただきますようお願いいたします。

なお、指示に従わない場合は、見学を中止することがあります。

エ 現地見学会で配布した資料については、後日大阪市ホームページ上で公表します。

(3) 募集に関する質問

質問がある場合は、「質問票」(様式 2) を配布場所に直接持参、または FAX、E-mail (送信先 : 大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター管理課 fa0033@city.osaka.lg.jp) にて、様式 2 を添付 (件名欄には「指定管理者募集に関する質問 (大阪市更生療育センター)」と記入のこと) して送信してください。

① 受付期間 令和 7 年 8 月 4 日 (月) から 8 月 12 日 (火) まで

平日の午前 9 時 30 分から午後 5 時 30 分 (ただし、午後 0 時～午後 1 時を除く。)

② 質問への回答 令和 7 年 8 月 21 日 (木) (予定) から大阪市ホームページにおいて公表します。

(4) 指定管理者指定申請書の提出

① 提出期間 令和 7 年 8 月 28 日 (木) から 9 月 16 日 (火) まで

平日の午前 9 時 30 分から午後 5 時

(ただし、午後 0 時～午後 1 時を除く。)

② 提出場所 福祉局 大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター管理課(3 階)

③ 提出方法 申請に必要な書類を添付して持参または送付により提出してください。

FAX での提出は不可とします。なお、原則として、提出後に申請書類の変更及び追加はできません。

9 提出書類

(1) 申請しようとする法人等は、次表に掲げる書類を正 1 部、副 6 部 (副は複写可) の計 7 部提出してください。

(2) 上記書類は、選定会議での審議資料となるので、ページ番号を入れるとともに、次表「提出書類」順に整理し、項目ごとの最初のページに白紙をはさみ、インデックスをつけるなど、わかりやすいものにしてください。

(3) 申請団体名 (連合体の代表法人等及び構成団体の名称を含む) の記載は正 1 部のみとし、副 6 部には記載しないようにしてください。また、他に法人等の商号又は名称、代表者氏名、管理運営実績施設の名称、実施イベント名称等があれば黒塗り、枠で囲んで白抜きするなどし、申請団体が推定できる記載は行わないでください。申請団体が判別できると判断した場合は、大阪市で黒塗り等の措置を行う場合があります。

(4) 連合体で申請する場合、下記提出書類③から⑮、⑰～⑲については、それぞれの法人等に関するものを提出してください。

(5) 本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

〔表 1 申請に必要な書類〕

① 指定管理者指定申請書 単独の法人は【様式 3】、連合体は【様式 4】に必要事項を記入すること。	様式 3 又は 様式 4
② 連合体結成に係る協定書又はこれに相当する書類 連合体での申請のみ提出要。連合体の名称、構成員、代表者、出資比率、役割分担及び責任の割合等、組織運営に関する事項等を記載したもの。	様式 5 又は 任意様式
③ 指定管理者指定申請に係る誓約書	様式 6
④ 法人等の概要 様式 7 に記載した業務内容等がわかる法人等のパンフレット等を添付すること。	様式 7
⑤ 役員名簿 法人等において役員と位置付けているもの全員の名簿とする。 ただし、法人でない団体で、代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。	様式 8
⑥ 役員の履歴書 ⑤で提出した名簿全員の履歴書を記載したもの。	任意様式
⑦ 定款、寄付行為、規約、その他これらに類する書類	任意様式
⑧ 法人等の登記事項証明書 最新の内容が反映されているもので、申請日において発行日から 3 か月以内のもの。	証明書写
⑨ 法人等の印鑑証明書 申請者が登録している印鑑で、申請日において発行日から 3 か月以内のもの。	証明書写
⑩ 貸借対照表、損益計算書、個別注記表及び監査報告書の写し 直近 3 決算期又は 3 事業年度の実績。作成義務のない法人等にあつてはこれに相当する書類を提出すること。	任意様式
⑪ 事業報告書 直近 3 決算期又は 3 事業年度分の実績。法人でない団体にあつてはこれに相当する書類を提出すること。	任意様式
⑫ 法人等の事業計画書及び収支予算書 申請日の属する年度のものを提出すること。	任意様式
⑬ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書 「納税証明書その 3 の 3（その 3 でも可）」で提出すること。 申請日において発行日から 3 か月以内のもの。	証明書写
⑭ 法人税等の申告書の写し 直近 3 事業年度分。別表 1、4、5 を提出すること。	申告書写
⑮ 大阪市の法人市民税の納税証明書 直近 3 年度分。大阪市内に納税義務を有しない者にあつては、本店または主たる営業所の所在における法人市町村民税（東京都の場合は都民税）の納税証明書を提出すること。提出日において発	証明書写

行日から 3 か月以内のもの。	
⑯ 大阪市更生療育センターの管理運営に関する事業計画書及び収支予算書 令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年度分を提出すること。	様式 9 様式 10
⑰ 障がい者雇用状況報告書の写し及び障がい者雇入れ計画書 公共職業安定所に提出義務のある法人等のみ提出すること。(障がい者の雇用の促進等に関する法律施行規則(昭和 51 年労働省令第 38 号)第 8 条に規定する様式) なお、公共職業安定所への報告義務がない事業主については、様式 11「障がい者雇用状況報告書(公共職業安定所に報告義務がない事業主用)」を提出すること。 障がい者法定雇用率未達成企業にあっては「障がい者雇入れ計画書」(様式 12)を提出すること。連合体の場合の構成員においても同様とする。	厚生労働大臣の定める 様式又は 様式 11 及び 様式 12
⑱ 指定申請に関する意思の決定を証する書類	任意様式
⑲ 法人の沿革や事業内容が分かるもの 対外的に発行しているパンフレット類、類似施設での「施設だより」等	任意様式
⑳ 選定結果通知用封筒一式 長型 3 号封筒に選定結果通知の送付先を明記し、切手 320 円(特定記録郵便相当)を貼付したもの。	任意様式

10 申請上の注意事項

- (1) 申請者は、申請書類の提出をもって本要項の記載事項を承諾したものとみなします。
- (2) 申請書類の提出は、1 法人等又は 1 連合体につき 1 案限りとします。
- (3) 原則として、提出した資料の修正は認めません。ただし、大阪市が補正等を求めた場合についてはこの限りではありません。
- (4) 申請に関する経費については、申請者の負担とします。
- (5) 申請書類の著作権は、申請者に帰属します。ただし、選定結果の公表等、大阪市が必要と認める場合は、申請書類の内容を無償で利用できるものとします。
- (6) 指定管理者決定後の協定書は、申請書類の法人等名称により、印鑑証明書と照合のうえ、締結します。
- (7) 申請書類は、大阪市情報公開条例に定めるところにより、公開される場合があります。
- (8) 指定管理者となった申請者の事業計画書については、市民情報プラザに備え付け、一般の閲覧に供します。
- (9) 大阪市に提出された申請書類は理由の如何に関わらず、原則として返却しません。

11 提案を求める内容

施設の設立趣旨を十分にふまえたうえで安定した事業運営ができるよう事業計画や申請者の知識や経験を活かした魅力ある施設運営を目指すための支援サービス提供の考え方や取り組み方を提案してください。

また、施設の管理運営については基本理念や職員体制、利用者のニーズや満足度の把握とその対応にかかる具体的な取り組み、災害や事故発生時の危機管理対策や個人情報保護、情報セキュリティの取り扱いに関する方針、業務の一部について第三者委託を予定している場合はその項目等についても

提示してください。その際、成果指標の目標を超えるよう、留意した提案を行ってください。なお、提案内容の実施については、指定管理者として選定された場合、あらためて協議することとします。

(1) 事業内容に関する事項

施設の果たすべき役割についての考え方や事業計画、利用者の支援計画の策定方針、職員体制、収支計画や支援サービス向上策、利用促進、施設の有効利用についての提案を求めます。

指定期間における各年度の収支計画を主な収入・支出項目に区分して示してください。目的事業と自主事業についても区分して示してください。収入と経費の見込みについては、積算根拠を具体的に示してください。

(2) 管理運営に関する事項

施設の運営理念・方針や運営に対する熱意、運営の公平性・公共性の確保、安全管理のための危機管理体制や防災マニュアル策定等の取り組み、虐待防止の取り組み、利用者のニーズや満足度の把握のための取り組み、苦情解決体制の整備、サービスの自己評価、他施設との連携についての提案・報告を求めます。

(3) 応募法人の適性・人材育成に関する事項

経営方針、経営状況、同種施設の運営実績・運営状況、専門性のある職員などの人的・技術的資源の状況、職員の人材育成や研修計画についての考え方についての提案・報告を求めます。

(4) 社会的責任・大阪市施策との整合性に関する事項

環境への取り組みや人権問題、就職困難者等の雇用への取り組み、個人情報保護など人権に関する取り組み、女性活躍促進の取組みについての提案・報告を求めます。

12 失格事項

指定申請書提出時点から指定を受けるまでの間に、次の各号のいずれかに該当した場合は失格とし、選定審査の対象から除外又は指定管理予定者としての地位を失います。

なお、指定管理予定者が失格となった場合は審査順位が次順位の者が指定管理予定者となります。

- (1) 本要項「7 申請資格」に定める申請資格を満たさなくなった場合
- (2) 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 提案の内容が大阪市の求める水準を満たさないと認められる場合
- (5) 提案収支計画内容が、事業計画等と照らして実現可能性がない又は提案された収入または支出の見込みについて著しく妥当性を欠くなど、指定管理予定者として不適格と認められる場合
- (6) 大阪市の求める補正及び追加資料等が大阪市の指定する期間内に提出されなかった場合
- (7) その他不正・不誠実な行為があった場合

13 指定管理予定者の選定

(1) 選定方針

指定管理者を選定する際の基本的な方針としては、センター条例第 18 条の規定に基づき、次の①～④のとおりとし、総合的な観点から、外部有識者等で構成される選定会議において公平かつ客観的に審査選定します。

- ① センターの利用について、平等な利用が確保されていること。

- ② 施設の目的に照らしてその効用を最大限に発揮するとともに、施設管理費の縮減が図られるものであること。
- ③ センターの管理・事業運営を安定的に行うことができる経理的基礎及び技術的能力を有していること。
- ④ その他適正な管理を行うことに支障がないこと。

(2) 選定方法

指定管理予定者の選定は、書類審査によって行います。ただし、必要に応じて申請を行った者に対し、質疑・ヒアリングを行ったり、提案内容に関するプレゼンテーションを求めたりすることがあります。

申請者が1法人等であっても選定会議で審査し、指定管理者として適否を判断します。

(3) 選定項目・配点

選定項目・配点は、次表〔表2 選定項目・配点〕のとおりです。

〔表2 選定項目・配点〕

○施設の設置目的の達成及びサービスの向上		
【施設の管理運営】 設置目的に沿った管理運営方針・手法、平等利用の確保、当該施設に配置される職員の体制、 危機管理・安全管理・虐待防止 等	20 点	75 点
【事業計画】 事業計画、サービス向上策、利用者の満足度把握、自主事業案 等	20 点	
【施設の有効利用】 他施設、地域、市民・NPOとの協働 等	15 点	
【収支計画の妥当性等】 収支計画の妥当性 等	20 点	
○申請団体		
経営方針、経営状況、同種施設の管理運営実績、専門性の有無、職員研修の実施	15 点	15 点
○社会的責任・大阪市の施策との整合		
環境への配慮、就職困難者の雇用への取り組み、個人情報保護に対する取組み、女性活躍促進の取組み 等	10 点	10 点
計		100 点

※ 上記に示す選定項目について、書類審査又はヒアリング等の結果、事業計画に照らして収支計画に実現可能性がない又は収入または支出の見込みについて妥当でない等と大阪市が認める提案については、失格とする場合があります。

※ 同点となった場合には、選定項目のうち事業計画の点数が高い法人等を上位とします。

(4) 選定結果

上記の基準に照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の指定申請をした申請者を指定管理予定者として選定します。

選定結果については、全ての申請者の名称（連合体の場合は、連合体の名称及び全ての構成員の

名称)を含め、申請者全員(連合体の場合は代表法人等)に書面で通知するとともに、大阪市のホームページ等に公表します。

なお、指定管理予定者選定後、指定管理予定者と協議を行い、万が一合意に至らなかった場合や辞退した場合は、審査順位が次順位の法人等が指定管理予定者に繰り上がります。

指定管理予定者は、市会での議決を経た後に市長が指定管理者として指定し、大阪市がその旨を公告します。

14 協定の締結

指定管理予定者と大阪市は、管理の細目的事項について定めるため、事前に協議の上、仮協定を締結します。仮協定は市会の指定の議決を条件として、本協定となります。

15 その他申請に当たって事前に伝えておくべき事項

(1) 事業者指定について

センターの指定管理者となった場合は、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス事業及び児童福祉法に基づく障がい児支援事業を行う者として本市の事業者指定を受けなければなりません。

(2) 供用する施設設備保守管理費等について

大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンターの敷地内にある施設において供用する設備等の施設保守管理料及びセンターの光熱水費(ガス除く)については、大阪市が一括して支払いを行っているため、実費相当分について大阪市の支払っていただきます。

(3) 通園バスについて

指定管理期間開始日より使用していただけるよう重要備品として貸与します。

なお、自賠責保険の加入及び維持管理にかかる費用等を負担していただきます。

(4) この募集要項に記載している内容について

資料の追加や修正がなされた場合、追加及び修正資料を優先するので注意してください。

16 担 当

福祉局 大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター管理課

〒547-0026 大阪市平野区喜連西 6-2-55 3階

電 話 : 06-6797-6565

F A X : 06-6797-8222

E-mail : fa0033@city.osaka.lg.jp

ホームページ : <https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000007752.html>

〔リスク分担表〕

段階	リスクの種類	内 容	負 担 者	
			大阪市	指定 管理者
共通	法令等の変更	指定管理者が行う管理運営業務に影響を及ぼす法令等の変更	協議事項	
	第三者賠償	施設の維持管理、運営において指定管理者の要因で第三者に損害を与えた場合		○
		施設の維持管理、運営において大阪市の要因で第三者に損害を与えた場合	○	
	資金調達	必要な資金確保		○
	物 価	収支計画に多大な影響を及ぼす場合	協議事項	
		指定後のインフレ・デフレ		○
	金利	金利変動		○
	不可抗力【※1】	管理運営業務の変更、中止、延期	協議事項	
		自然災害などによる施設設備の復旧費用	○	
	事業の中止・延期	大阪市の責任による遅延・中止	○	
		指定管理者の責任による遅延・中止		○
		指定管理者の事業放棄・破綻		○
申請 段階	申請コスト	申請費用の負担		○
準備 段階	引継コスト	施設運営の引継ぎ（指定期間前の準備を含む。）費用の負担 【※2】		○
管理 運 営 段 階	施設競合	競合施設による利用者減、収入減		○
	需要変動	当初の需要見込みと異なる状況		○
	管理経費の膨張	大阪市以外の要因による管理経費の膨張		○
		大阪市の要因による管理経費の膨張	○	
		収支計画に多大な影響を及ぼす場合	協議事項	
	施設の損傷	施設・機器等の損傷 【※3】	協議事項	
		指定管理者の施設管理上の帰責事由があるもの		○
		指定管理者が設置した設備、備品		○
	債務不履行	大阪市側の事由による協定内容の不履行	○	
		指定管理者側の事由による業務又は協定内容の不履行		○
	性能リスク	大阪市が要求する施設運営の水準の不適合に関するもの		○
	損害賠償【※4】	施設、機器の不備による事故	協議事項	
		指定管理者の施設管理上に帰責事由があることによる事故		○
	管理リスク	施設、機器の不備又は指定管理者の施設管理上に帰責事由があること及び火災等の事故による臨時休業等に伴うもの		○

【※1 不可抗力】

- 不可抗力とは、天災、感染症等の拡大その他自然的又は人為的な事象であって、外部から生じた原因でありかつ指定管理者及び大阪市がその防止のために相当の注意をしても防止できないものをいう。
- 建物・設備が復旧困難な被害を受けた場合、業務の全部の停止を命じる。
- 災害発生時に当該施設が市民の避難場所やボランティアの活動拠点となる場合、災害対応のために業務の全部又は一部の停止を命じることがある。
- 不可抗力による臨時休館等の影響で指定管理者の利用料金収入が減少した場合は、市と指定管理者で協議し、影響額に係る費用分担を決定する。

業務代行料の増額等により市が負担する場合は、その費用は適正な額に限るものとし、影響額を算定するに当たっては、単純に減少した利用料金収入額を影響額とするのではなく、臨時休館によって発生しなかった費用等、すべての費用及び収益への影響を考慮するものとする。

【※2 新たな指定管理者への引継ぎにかかる対応】

- 新たな指定管理者が指定された時は、大阪市の指示する事項について、その者への引継ぎを誠実に行わなければならない。
- 引継ぎの実施にあたっては、現指定管理者及び新指定管理者の双方が、それぞれに必要な費用を負担するものとする。

【※3 サービス提供に伴う施設・機器・備品等の損傷リスクへの対応】

- 大阪市が対応するもの
基幹的な施設・機器等の損傷
- 指定管理者が対応するもの
 - (1) 基幹的な施設・機器等以外の施設・機器・器具・什器・備品等の損傷
 - (2) 基幹的な施設・機器等の附属物（設備の消耗品など）の損傷
 - (3) 施設管理に関わって必要な消耗品

※なお、(1)～(3)で対応した施設等の所有については、大阪市とする。

（注）基幹的な施設・機器等とは、建物全体（柱、梁、床、壁等の主要構造部）及び主要な設備機器（空調機器・消防設備等）など。

（但し）基幹的な施設・機器等であっても、サービス向上や利便性向上等を目的として早急に修繕したいと指定管理者から申出があった場合には指定管理者で対応することもできる。

- 施設管理に関わって必要な消耗品は、指定管理者において適宜補充交換をすること。

【※4 設備・機器の不備又は施設管理上の帰責事由があることによる事故への対応】

- 施設・機器の不備又は施設管理上の帰責事由があることによる事故に対応するため、指定管理者はリスクに応じた保険に加入すること。